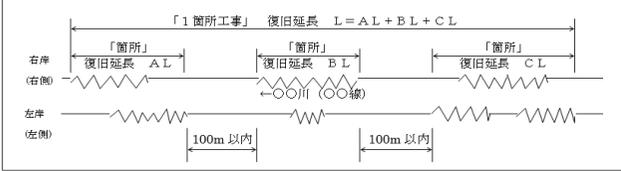


令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧
運12-1 第12編 災害査定用測量設計業務 第1章 災害査定用測量設計業務積算基準 第1節 災害査定用測量設計業務積算基準 1-1 適用範囲 1-2 測量業務費及び土木設計業務委託料 1-3 測量業務費及び土木設計業務委託料の積算 1-4 用語の定義	050401以降適用 第1章 災害査定用測量設計業務積算基準 第1節 災害査定用測量設計業務積算基準 1-1 適用範囲 この積算基準は、山口県土木建築部において請負により実施する公共土木施設の災害査定に係る測量及び設計業務に適用する。 1-2 測量業務費及び土木設計業務委託料 測量業務費及び土木設計業務委託料の構成並びに内容は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表の「第1編 測量業務」及び「第3編 土木設計業務」によるものとする。 1-3 測量業務費及び土木設計業務委託料の積算 測量業務費及び土木設計業務委託料の積算は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表の「第1編 測量業務」及び「第3編 土木設計業務」によるものとする。ただし、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表の「第1編 測量業務」における「1-4-2 変化率の積算」は、第2章災害査定用測量設計業務標準歩掛に適用しない。 なお、第2章災害査定用測量設計業務標準歩掛が適用出来ない業務は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別途計上する。 1-4 用語の定義 (1) 箇所 一の施設について、被災した各々の箇所をいう。 本積算基準において計上する箇所数は、当該箇所数とする。 (2) 1箇所工事 一の施設について、被災した箇所が直線距離で100m以内の間隔で連続している場合は、「1箇所工事」とみなす。  運 12-1	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 新規掲載 </div>

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																								
運12-2 第12編 災害査定用測量設計業務 第1章 災害査定用測量設計業務積算基準 第1節 災害査定用測量設計業務積算基準 1-5 作業区分及び業務内容	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p style="text-align: center;">1-5 作業区分及び業務内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">作業区分</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業務 現地打合せ協議</td> <td>・業務の対象範囲及び復旧工法等の方針について、箇所毎に現地で発注者と受注者が確認する。 ・発注者及び受注者が現地立会により、被災箇所の起終点、測量延長、測量幅、中間点(変化点)を確認し、受注者が被災箇所の起終点及び中間点(変化点)に木杭を設置する。</td> </tr> <tr> <td>平面測量(見取り) (道路・河川)</td> <td>・被災箇所の平面図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて、現地で見取りながら作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とし、台帳等既存資料(道路台帳、航空写真、河川台帳、森林基本図等)を活用する。</td> </tr> <tr> <td>平面測量(見取り：無人航空機[UAV]) (道路・河川)</td> <td>・被災箇所の平面図を、無人航空機[UAV]を使用し撮影した画像を用いて作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とする。</td> </tr> <tr> <td>ポール横断測量 (道路)</td> <td>・被災箇所の横断図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて測量し、作成する。</td> </tr> <tr> <td>ポール横断測量 (河川)</td> <td>・縮尺は、1/100～1/200程度とする。</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路)(トータルステーション・GPS等測量)</td> <td>・被災箇所の写真を撮影し、台紙に貼付けて、スケールの貼付、距離表示、流水(路線)方向、起終点、測点、被災前断面の表示、撮影年月日等を朱色のペンなどで記入する。 電子データ処理による方法も可とする。</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路)(ポール測量)</td> <td>・全景写真、部分写真、横断写真、起終点詳細写真、前後(上下流)施設の現況写真、被災原因写真、周辺・背後地の状況写真、水位痕跡の撮影、撮影方向図の作成等を行う。</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川)(ポール測量)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表)作成</td> <td>・被災箇所の河川環境特性整理票(A表)を作成する。</td> </tr> <tr> <td>設計流速算定表 (B表)作成</td> <td>・護岸選定のための外力として、護岸近傍に作用する代表流速を設計流速算定表(B表)に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>河川環境特性整理票 (A表)(省略版)作成</td> <td>・1箇所工事内に複数の被災があり重複部分を省略したA表を作成する。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">運 12-2</p>	作業区分	業務内容	測量業務 現地打合せ協議	・業務の対象範囲及び復旧工法等の方針について、箇所毎に現地で発注者と受注者が確認する。 ・発注者及び受注者が現地立会により、被災箇所の起終点、測量延長、測量幅、中間点(変化点)を確認し、受注者が被災箇所の起終点及び中間点(変化点)に木杭を設置する。	平面測量(見取り) (道路・河川)	・被災箇所の平面図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて、現地で見取りながら作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とし、台帳等既存資料(道路台帳、航空写真、河川台帳、森林基本図等)を活用する。	平面測量(見取り：無人航空機[UAV]) (道路・河川)	・被災箇所の平面図を、無人航空機[UAV]を使用し撮影した画像を用いて作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とする。	ポール横断測量 (道路)	・被災箇所の横断図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて測量し、作成する。	ポール横断測量 (河川)	・縮尺は、1/100～1/200程度とする。	被災写真の撮影・整理 (道路)(トータルステーション・GPS等測量)	・被災箇所の写真を撮影し、台紙に貼付けて、スケールの貼付、距離表示、流水(路線)方向、起終点、測点、被災前断面の表示、撮影年月日等を朱色のペンなどで記入する。 電子データ処理による方法も可とする。	被災写真の撮影・整理 (道路)(ポール測量)	・全景写真、部分写真、横断写真、起終点詳細写真、前後(上下流)施設の現況写真、被災原因写真、周辺・背後地の状況写真、水位痕跡の撮影、撮影方向図の作成等を行う。	被災写真の撮影・整理 (河川)(ポール測量)		河川環境特性整理票 (A表)作成	・被災箇所の河川環境特性整理票(A表)を作成する。	設計流速算定表 (B表)作成	・護岸選定のための外力として、護岸近傍に作用する代表流速を設計流速算定表(B表)に基づき算定する。	河川環境特性整理票 (A表)(省略版)作成	・1箇所工事内に複数の被災があり重複部分を省略したA表を作成する。	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 新規掲載 </div>
作業区分	業務内容																									
測量業務 現地打合せ協議	・業務の対象範囲及び復旧工法等の方針について、箇所毎に現地で発注者と受注者が確認する。 ・発注者及び受注者が現地立会により、被災箇所の起終点、測量延長、測量幅、中間点(変化点)を確認し、受注者が被災箇所の起終点及び中間点(変化点)に木杭を設置する。																									
平面測量(見取り) (道路・河川)	・被災箇所の平面図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて、現地で見取りながら作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とし、台帳等既存資料(道路台帳、航空写真、河川台帳、森林基本図等)を活用する。																									
平面測量(見取り：無人航空機[UAV]) (道路・河川)	・被災箇所の平面図を、無人航空機[UAV]を使用し撮影した画像を用いて作成する。 ・縮尺は1/500～1/1000程度とする。																									
ポール横断測量 (道路)	・被災箇所の横断図を、ポール、スタッフ、測量テープ程度の測量機器を用いて測量し、作成する。																									
ポール横断測量 (河川)	・縮尺は、1/100～1/200程度とする。																									
被災写真の撮影・整理 (道路)(トータルステーション・GPS等測量)	・被災箇所の写真を撮影し、台紙に貼付けて、スケールの貼付、距離表示、流水(路線)方向、起終点、測点、被災前断面の表示、撮影年月日等を朱色のペンなどで記入する。 電子データ処理による方法も可とする。																									
被災写真の撮影・整理 (道路)(ポール測量)	・全景写真、部分写真、横断写真、起終点詳細写真、前後(上下流)施設の現況写真、被災原因写真、周辺・背後地の状況写真、水位痕跡の撮影、撮影方向図の作成等を行う。																									
被災写真の撮影・整理 (河川)(ポール測量)																										
河川環境特性整理票 (A表)作成	・被災箇所の河川環境特性整理票(A表)を作成する。																									
設計流速算定表 (B表)作成	・護岸選定のための外力として、護岸近傍に作用する代表流速を設計流速算定表(B表)に基づき算定する。																									
河川環境特性整理票 (A表)(省略版)作成	・1箇所工事内に複数の被災があり重複部分を省略したA表を作成する。																									

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧								
運12-3 第12編 災害査定用測量設計業務 第1章 災害査定用測量設計業務積算基準 第1節 災害査定用測量設計業務積算基準 1-5 作業区分及び業務内容	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <table border="1" data-bbox="421 424 1057 820"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計業務 災害査定設計（道路） （総合単価） 災害査定設計（道路） （積上積算） 災害査定設計（河川） （総合単価） 災害査定設計（河川） （積上積算）</td> <td> ・災害査定設計書の作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 ・「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローに沿って工法を選定し、設計する。 </td> </tr> <tr> <td>災害実施図面等作成 （道路・河川） （総合単価）</td> <td> ・査定決定を受けた設計書を基に、工事発注のための実施設計書作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 </td> </tr> <tr> <td>災害実施図面等修正 （道路・河川） （積上積算）</td> <td> ・査定決定を受けた朱書き修正以外の修正が必要な設計書について、工事発注のために必要な図面修正（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">運 12-3</p>	作業区分	業務内容	設計業務 災害査定設計（道路） （総合単価） 災害査定設計（道路） （積上積算） 災害査定設計（河川） （総合単価） 災害査定設計（河川） （積上積算）	・災害査定設計書の作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 ・「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローに沿って工法を選定し、設計する。	災害実施図面等作成 （道路・河川） （総合単価）	・査定決定を受けた設計書を基に、工事発注のための実施設計書作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。	災害実施図面等修正 （道路・河川） （積上積算）	・査定決定を受けた朱書き修正以外の修正が必要な設計書について、工事発注のために必要な図面修正（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 新規掲載 </div>
作業区分	業務内容									
設計業務 災害査定設計（道路） （総合単価） 災害査定設計（道路） （積上積算） 災害査定設計（河川） （総合単価） 災害査定設計（河川） （積上積算）	・災害査定設計書の作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。 ・「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローに沿って工法を選定し、設計する。									
災害実施図面等作成 （道路・河川） （総合単価）	・査定決定を受けた設計書を基に、工事発注のための実施設計書作成に必要な図面作成（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。									
災害実施図面等修正 （道路・河川） （積上積算）	・査定決定を受けた朱書き修正以外の修正が必要な設計書について、工事発注のために必要な図面修正（計画平面図、計画縦断面図、展開図、及び構造図）、及び数量計算を行う。									

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																																											
<p>運12-4</p> <p>第12編 災害査定用測量設計業務</p> <p>第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛</p> <p>第1節 測量業務標準歩掛</p> <p>1-1 現地打合せ協議</p> <p>1-2 平面測量(見取り)</p>	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p>第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛</p> <p>第1節 測量業務標準歩掛</p> <p>1-1 現地打合せ協議</p> <p style="text-align: right;">(1.0箇所当り)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地打合せ協議 (SH801)</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 材料費については、上表の標準歩掛における直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。</p> <p>1-2 平面測量(見取り)</p> <p style="text-align: center;">本歩掛の適用範囲は、箇所延長15m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。</p> <p style="text-align: right;">(1.0箇所当り)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量(見取り) (道路・河川) (SH803)</td> <td></td> <td></td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>6.5%</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">運 12-4</p>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	現地打合せ協議 (SH801)	1.0	1.0					5.0%	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量(見取り) (道路・河川) (SH803)			2.0	2.0	6.5%		2.0%	5.0%	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-size: 1.2em; margin: 0;">新規掲載</p> </div>
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費																																			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																																									
現地打合せ協議 (SH801)	1.0	1.0					5.0%																																						
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																					
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																					
平面測量(見取り) (道路・河川) (SH803)			2.0	2.0	6.5%		2.0%	5.0%																																					

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																																																							
運12-5 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-3 平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） 1-4 ポール横断測量	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p>1-3 平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） 本歩掛の適用範囲は、箇所延長50m程度以下とする。 トータルステーションを用いた細部測量を行う場合には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">（10箇所当たり）</p> <table border="1" data-bbox="414 518 1064 766"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） （道路・河川） （SH805）</td> <td></td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>5.0%</td> <td>2.0%</td> <td>3.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 機械経費、通信運搬費等、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。</p> <p>1-4 ポール横断測量 本歩掛の適用範囲は、測量幅45m未満とする。</p> <p style="text-align: center;">（10断面当たり）</p> <table border="1" data-bbox="414 957 1064 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> <th>技術管理費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>精度管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポール横断測量（道路） （SH807）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>ポール横断測量（河川） （SH809）</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.5%</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 精度管理費については、上表の標準歩掛における直接人件費及び機械経費の合計額に対する割合に基づき別途計上する。 3. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p> <p style="text-align: center;">運 12-5</p>	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） （道路・河川） （SH805）		2.5	2.5	2.5	5.0%	2.0%	3.0%	6.0%	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	精度管理費	ポール横断測量（道路） （SH807）		1.0	1.5	1.5			2.0%	3.0%	ポール横断測量（河川） （SH809）		1.0	2.0	2.0	2.5%		3.0%		<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">新規掲載</p> </div>
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費	技術管理費																																														
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			精度管理費																																																		
平面測量（見取り：無人航空機〔UAV〕） （道路・河川） （SH805）		2.5	2.5	2.5	5.0%	2.0%	3.0%	6.0%																																																	
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	技術管理費																																																	
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員				精度管理費																																																	
ポール横断測量（道路） （SH807）		1.0	1.5	1.5			2.0%	3.0%																																																	
ポール横断測量（河川） （SH809）		1.0	2.0	2.0	2.5%		3.0%																																																		

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																																																		
運12-6 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-5 被災写真の撮影・整理	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p style="text-align: center;">1-5 被災写真の撮影・整理 (10断面当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="5">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> <th>軽作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (道路) (ボール測量) (SH813)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td></td> <td>3.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>被災写真の撮影・整理 (河川) (ボール測量) (SH817)</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>5.0%</td> <td></td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 3. 無人航空機(UAV)を用いる場合もトータルステーション・GPS等測量の作業区分を適用する。</p> <p style="text-align: center;">運 12-6</p>	作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員	被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (道路) (ボール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		2.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%	被災写真の撮影・整理 (河川) (ボール測量) (SH817)			1.0	3.5	3.5	5.0%		10.0%	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">新規掲載</p> </div>
作業区分	直接人件費					機械経費	通信運搬費等				材料費																																									
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	軽作業員																																															
被災写真の撮影・整理 (道路) (トータルステーション・GPS等測量) (SH811)		1.0	2.0	2.0		3.0%		3.0%																																												
被災写真の撮影・整理 (道路) (ボール測量) (SH813)		1.0	2.0	3.0		2.0%		3.0%																																												
被災写真の撮影・整理 (河川) (トータルステーション・GPS等測量) (SH815)		1.0	2.0	3.0		3.0%		3.0%																																												
被災写真の撮影・整理 (河川) (ボール測量) (SH817)			1.0	3.5	3.5	5.0%		10.0%																																												

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																				
運12-7 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第1節 測量業務標準歩掛 1-6 河川環境特性整理票(A表)作成 1-7 設計流速算定表(B表)作成 1-8 河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成	050401以降適用																					
	1-6 河川環境特性整理票(A表)作成 (10箇所当り)																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票(A表)作成 (SH819)</td> <td>2.0</td> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> <td>1.0%</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>		作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票(A表)作成 (SH819)	2.0	3.5			1.0%		1.0%
	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費											
		測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																	
	河川環境特性整理票(A表)作成 (SH819)	2.0	3.5			1.0%		1.0%														
	(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。																					
	1-7 設計流速算定表(B表)作成 (10断面当り)																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計流速算定表(B表)作成 (SH821)</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> <td></td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>		作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	設計流速算定表(B表)作成 (SH821)	1.0	1.0			2.0%		3.0%
	作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費											
測量技師		測量技師補	測量助手	測量補助員																		
設計流速算定表(B表)作成 (SH821)	1.0	1.0			2.0%		3.0%															
(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。 2. 断面数は、設計流速算定に用いる検討断面数を計上する。																						
1-8 河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成 (10箇所当り)																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">機械経費</th> <th rowspan="2">通信運搬費等</th> <th rowspan="2">材料費</th> </tr> <tr> <th>測量技師</th> <th>測量技師補</th> <th>測量助手</th> <th>測量補助員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成 (SH823)</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td></td> <td></td> <td>1.0%</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>		作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等	材料費	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成 (SH823)	0.5	1.5			1.0%		1.0%	
作業区分	直接人件費				機械経費	通信運搬費等				材料費												
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員																		
河川環境特性整理票(A表)(省略版)作成 (SH823)	0.5	1.5			1.0%		1.0%															
(注) 1. 機械経費、材料費については、上表の標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合に基づき別途計上する。																						
運 12-7																						

新規掲載

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																																			
運12-8 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p>第2節 設計業務標準歩掛 2-1 災害査定設計</p> <p>被災した道路管理施設及び河川管理施設について、個別の安定計算を必要とせず、標準設計や経験に基づく設計を使用する工種で原形復旧（原形機能復旧）するものに適用する。</p> <p>「山口県災害査定設計書作成マニュアル」、「災害手帳」に記載されている選定フローで対応できず、比較検討並びに安定計算等の詳細な設計が必要な場合は、山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表等により別途計上する。</p> <p>次の（1）～（6）に示す箇所については、適用しない。</p> <p>（1） 地すべり対策工法を実施する箇所 （2） 橋梁、高架構造物、トンネルに係る箇所 （3） 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所 （4） 特殊な工法を実施する箇所 （5） 改良復旧を実施する箇所 （6） その他 個別の安定計算を必要とする工種 （耐震設計を必要とする擁壁工、アンカー工等）</p> <p>なお、砂防設備の流路工（護岸工、床固工、帯工、護床工）には河川の作業区分を適用するが、堰堤工、流木対策工には適用しない。</p> <p style="text-align: right;">（10断面当り）</p> <table border="1" data-bbox="427 879 1048 1153"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技 師 (A)</th> <th>技 師 (B)</th> <th>技 師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害査定設計（道路）（総合単価） （ SH825 ）</td> <td></td> <td></td> <td>2.0</td> <td>3.0</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（道路）（積上積算） （ SH827 ）</td> <td></td> <td></td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（総合単価） （ SH829 ）</td> <td></td> <td></td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>災害査定設計（河川）（積上積算） （ SH831 ）</td> <td></td> <td></td> <td>3.5</td> <td>6.0</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。 3. 原形復旧（原形機能復旧）に必要な工種の設計は全て含む。 4. 仮設計画（安定計算を必要としないものに限る）を含む。 5. 査定時の朱書き修正は含むが、査定決定後の実施図面への修正は含まない。 6. 打合せ協議を含む。</p> <p style="text-align: center;">運 12-8</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料	災害査定設計（道路）（総合単価） （ SH825 ）			2.0	3.0	2.0%	災害査定設計（道路）（積上積算） （ SH827 ）			3.5	4.0	2.0%	災害査定設計（河川）（総合単価） （ SH829 ）			3.0	3.5	2.0%	災害査定設計（河川）（積上積算） （ SH831 ）			3.5	6.0	2.0%	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 新規掲載 </div>
作業区分	直接人件費				直接経費																																
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料																																
災害査定設計（道路）（総合単価） （ SH825 ）			2.0	3.0	2.0%																																
災害査定設計（道路）（積上積算） （ SH827 ）			3.5	4.0	2.0%																																
災害査定設計（河川）（総合単価） （ SH829 ）			3.0	3.5	2.0%																																
災害査定設計（河川）（積上積算） （ SH831 ）			3.5	6.0	2.0%																																

令和4年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】
 新旧対照表

適用基準日：050401

頁	新	旧																																		
運12-9 第12編 災害査定用測量設計業務 第2章 災害査定用測量設計業務標準歩掛 第2節 設計業務標準歩掛 2-2 災害実施図面等作成 2-3 災害実施図面等修正	<p style="text-align: center;">050401以降適用</p> <p>2-2 災害実施図面等作成 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="427 475 1048 624"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技 師 (A)</th> <th>技 師 (B)</th> <th>技 師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等作成 (道路・河川) (総合単価) (SH833)</td> <td></td> <td></td> <td>1.2</td> <td>1.5</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p> <p>2-3 災害実施図面等修正 (10断面当り)</p> <table border="1" data-bbox="427 746 1048 895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業区分</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>直接経費</th> </tr> <tr> <th>技 師 (A)</th> <th>技 師 (B)</th> <th>技 師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>電子計算機 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害実施図面等修正 (道路・河川) (積上積算) (SH835)</td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>2.0</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。 2. 河川については、片岸は1断面、両岸は2断面として断面数を算出する。</p> <p style="text-align: center;">運 12-9</p>	作業区分	直接人件費				直接経費	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等作成 (道路・河川) (総合単価) (SH833)			1.2	1.5	2.0%	作業区分	直接人件費				直接経費	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料	災害実施図面等修正 (道路・河川) (積上積算) (SH835)			0.5	2.0	2.0%	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 新規掲載 </div>
作業区分	直接人件費				直接経費																															
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料																															
災害実施図面等作成 (道路・河川) (総合単価) (SH833)			1.2	1.5	2.0%																															
作業区分	直接人件費				直接経費																															
	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員	電子計算機 使用料																															
災害実施図面等修正 (道路・河川) (積上積算) (SH835)			0.5	2.0	2.0%																															